

2016年8月4日

2019年2月5日改訂

国立国際医療研究センター 院内感染管理室

1年内の海外での入院歴を有する患者については別紙の規定も参照すること

1. 背景

(ア) 当院は、感染症指定医療機関として輸入感染症の対応を行っている。輸入感染症が疑われる際には、以下の理由から他患者に二次感染が起こる可能性がある。

- ① 輸入感染症には、接触、飛沫、空気感染対策が必要な疾患の頻度が高い。
- ② 複数の疾患に同時に感染していることがある。
- ③ 入院時に診断が確定できない。
- ④ 赤痢、腸チフスではトイレの共用で二次感染が起こる場合がある。

(イ) 以上により輸入感染症疑い患者では感染防止対策の目的で個室管理が必要である。

2. 対応

(ア) 輸入感染症疑い（欧米豪からの帰国者は除く）の患者は、下表の条件に則って個室入院として個室料減免とする。

※腸チフス・パラチフス、細菌性赤痢・コレラ・腸管出血性大腸菌、高病原性の呼吸器感染症（鳥インフルエンザなど）、髄膜炎菌感染症、その他の新興再興感染症等を補足することを目的としている。

症状	帰国から発症まで	解除条件
熱源不明の発熱	2か月以内	<u>血液培養</u> （3日間）で腸チフス、パラチフス陰性 ※髄膜炎ベルト渡航後14日以内は <u>鼻腔培養</u> で髄膜炎菌陰性
呼吸器症状 咳嗽・喀痰等	1週間以内	<u>Multiplex PCR (FilmArray)</u> 陰性* OR 呼吸器症状消失から48時間経過 *検出病原体に応じた感染対策を実施すること、また症状持続の際に飛沫感染対策は継続すること
1日3回以上の下痢・嘔吐	1週間以内	<u>便あるいは直腸スワブ培養</u> で対象疾患起因菌陰性* OR 消化器症状消失から48時間経過 *症状持続の際「感染性胃腸炎発生時の対応」に準拠すること

(イ) 上記の下痢・嘔吐や呼吸器症状を有さず、個室隔離を要さない疾患の確定診断（ Dengue熱、マラリア、肺炎、腎盂腎炎、赤痢アメーバ等）がついた場合は隔離対象としない。

(ウ) 入院時に上記の解除条件を満たす場合には隔離対象としない。

(エ) 隔離中は、他の隔離を要する疾患と同様、検査等必要な場合を除いて患者には病室から出ないように要請する。隔離期間中の外出外泊は許可しない。

(オ) その他、新興再興感染症については流行状況に応じて、個室隔離を考慮する可能性があるが、院内感染対策室での協議の上で隔離の適否、解除条件等を検討する。